

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	釧路市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等の事務を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき実施する予防接種に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種に関する事務関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第1項及び別表の126の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表主務省令の第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第二条の表 153、154の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第二条の表 153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市こども保健部健康推進課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4524
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの流れで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
		<選択肢>

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する</p>		
<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>・執務室の施錠 ・システム権限の付与 ・マイナンバー利用関係は指紋認証など多段階認証を運用することで職員以外が端末を使用できないようにしている</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月20日	I.4.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 115の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 115の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	
令和7年2月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等の事務を行う。新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき実施する予防接種に関する事務②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種の実施に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等の事務を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき実施する予防接種に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第1項及び別表の126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第67条の2 3. 番号法第19条第6号(特定個人情報の提供制限)	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	番号法第19条第8号別表主務省令の第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第2条の表 153、154の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第2条の表 153の項	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	令和2年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までの流れで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	8.監査	9.監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	9.従業員に対する教育・啓発	10.従業員に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		・執務室の施設 ・システム権限の付与 ・マイナンバー利用関係は指紋認証など多段階認証を運用することで職員以外が端末を使用できないようにしている	事後	様式改正による変更
令和8年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表主務省令の第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第2条の表 153、154の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第2条の表 153の項	番号法第19条第8号別表主務省令の第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第2条の表 153、154の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令別表第2条の表 153、154の項	事後	法改正による変更
令和8年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	令和6年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (計数の見直し)